

2 地 下 水 質 測 定 計 画

平成22年度地下水質測定計画

1 目的

この測定計画は、水質汚濁防止法第16条の規定により、大阪府域の地下水の水質の常時監視を行うために実施する水質等の測定について、測定する項目、測定の地点及び方法その他必要な事項を定めるものとする。

2 調査の区分

測定計画に基づく調査の区分は、次のとおりとする。

(1) 概況調査

府域の全体的な地下水の水質の状況を把握するために実施する地下水の水質調査とする。

利水的に重要な地域等において重点的に調査を行う定点方式と、地域をメッシュ等に分割し調査区域を選定して順次調査を行うローリング方式のいずれか又は両方の方式により調査する。

測定地点は、原則として利水状況、有害物質を使用している工場・事業場の立地の状況等を勘案し、設定することとする。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等により新たに発見された汚染について、その汚染範囲を確認するとともに汚染原因の究明に資するために実施する地下水の水質調査とする。

測定地点は、原則として発端井戸の上流側及び下流側の井戸の所在確認を最大限行い、その他利水状況、工場・事業場の立地状況等を勘案し、設定することとする。

概況調査等により新たに汚染が発見された場合、できるだけ速やかに当該調査を実施するものとする。

(3) 継続監視調査

汚染井戸周辺地区調査により確認された汚染地域について継続的に監視を行うために実施する地下水の水質調査とする。

測定地点は、原則として汚染井戸周辺地区調査で汚染が確認された調査井戸のうち、利水状況、工場・事業場の立地の状況等を勘案し、代表的な地点(複数地点又は最高濃度地点)を設定することとする。

3 測定地点及び測定機関

測定地点及び測定機関は、別表2-1、別表2-2、別表2-3及び別表2-4のとおりとする。

(1) 概況調査	80 地点
ア 定点方式	4 地点
イ ローリング方式	76 地点
(2) 継続監視調査	150 地点

4 測定期間

測定期間は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までとする。

5 測定項目

測定項目は、原則として次のとおりとする。

(1) 概況調査

ア 環境基準項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素、ほう素、1,4-ジオキサン
(ただし、アルキル水銀については、総水銀が検出された場合に限る。)

イ 一般項目

気温、水温、外観、臭気、透視度、pH

(2) 汚染井戸周辺地区調査

環境基準項目のうち周辺で汚染が判明している項目、汚染の可能性の高い項目及びそれらの分解生成物並びに地下水の特性把握に必要な項目とする。

(3) 継続監視調査

一般項目及び測定地点ごとに別表2-4に掲げる項目とする。

6 測定回数

測定回数は、原則として次のとおりとする。

- (1) 概況調査 各測定地点において年1回以上
(2) 継続監視調査 各測定地点において年1回以上

なお、継続監視調査を終了する場合には、原則として測定地点で一定期間連続して環境基準を満たし、その上で、汚染範囲内で再度汚染井戸周辺地区調査を行い全ての地点が環境基準以下であることを確認した上で、汚染物質や地下水の用途等、各地域の実情を勘案し総合的に判断することとする。

7 測定方法

測定方法は、原則として別表2-5のとおりとする。

8 試料の採取等

- (1) 試料の採取については、井戸の設置者に協力を求めるものとする。
(2) 井戸の諸元(深度、用途等)については、できる限り把握するものとする。

9 環境基準値及び評価方法

環境基準値及び評価方法は、別表2-5のとおりとする。

環境基準達成状況の評価は、調査の区分ごとに、検出の有無とともに、基準値の超過状況(基準値を超えた測定地点の割合または本数)で行う。また、必要に応じ、濃度の推移についても評価を行う。

10 測定結果の報告

測定結果は次のとおり大阪府へ報告するものとする。

- (1) 測定結果の報告は、別途指定の様式により行うものとする。
- (2) 環境基準項目の測定結果で環境基準値を超える値が検出された時は、直ちに報告するものとする。

11 その他

その他、本計画に定めのない事項については、測定機関と協議のうえ定める。

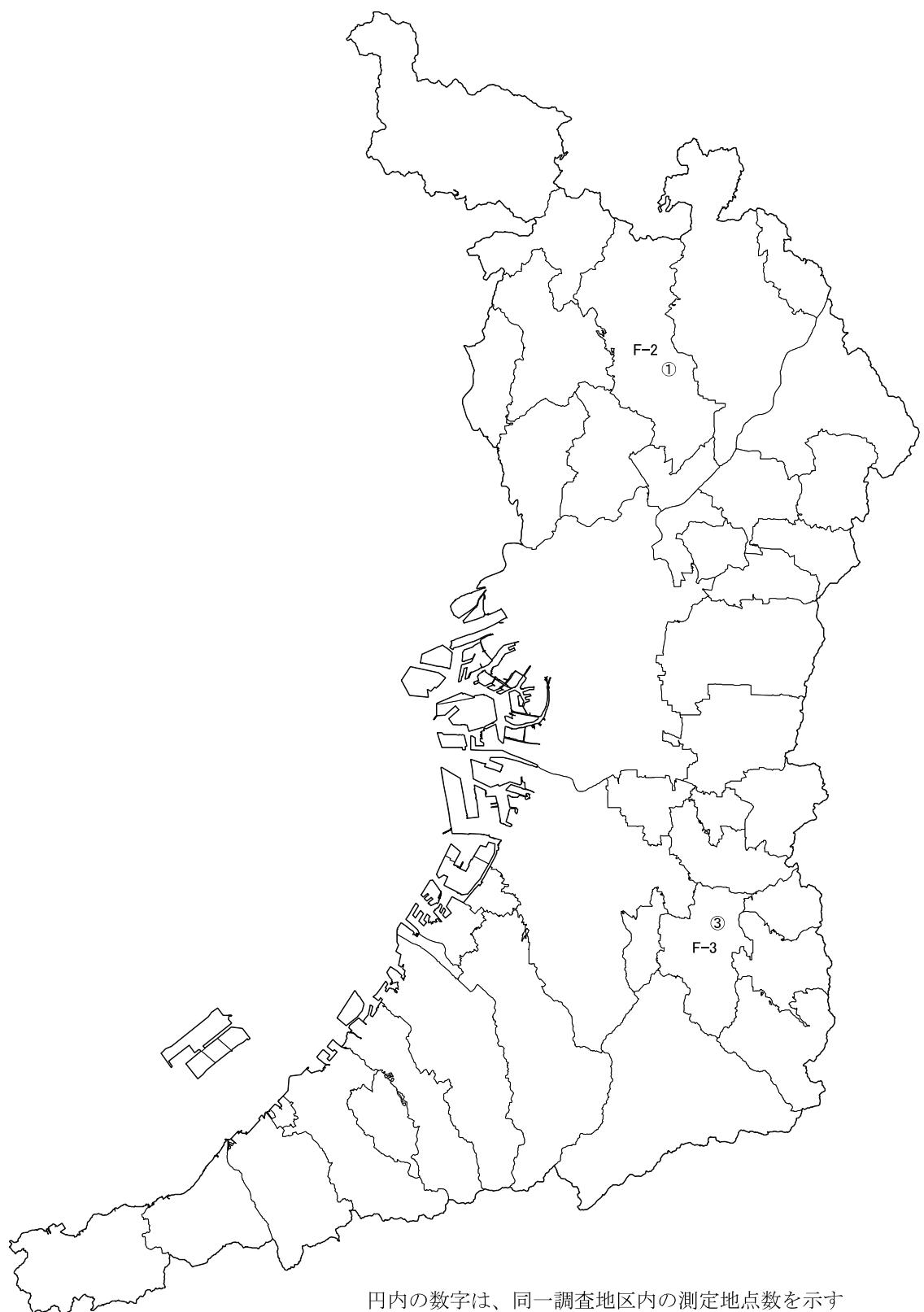


図 2－1 概況調査(定点方式)測定地区図
(平成 22 年度)

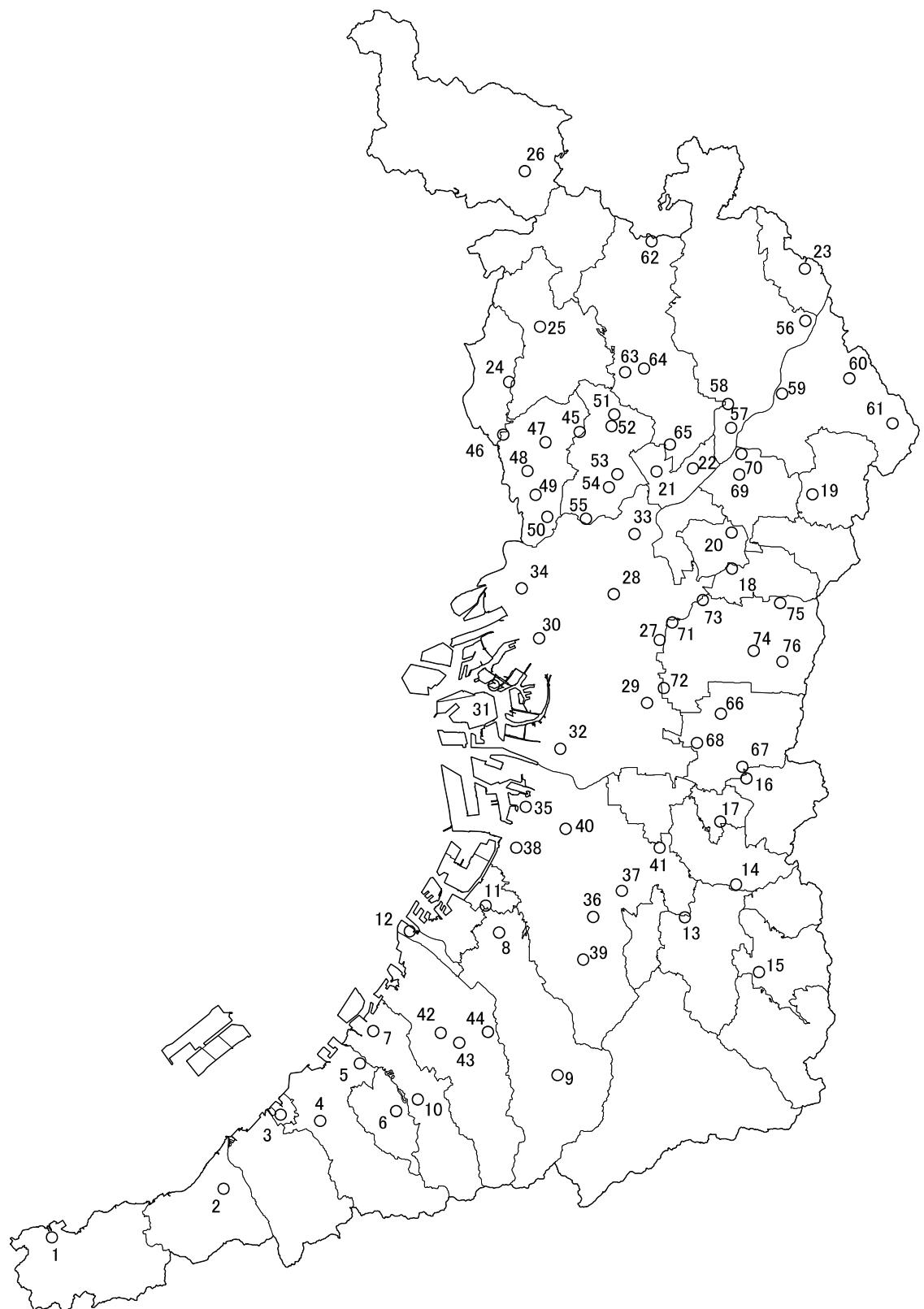


図 2－2 概況調査(ローリング方式)測定地点図
(平成 22 年度)

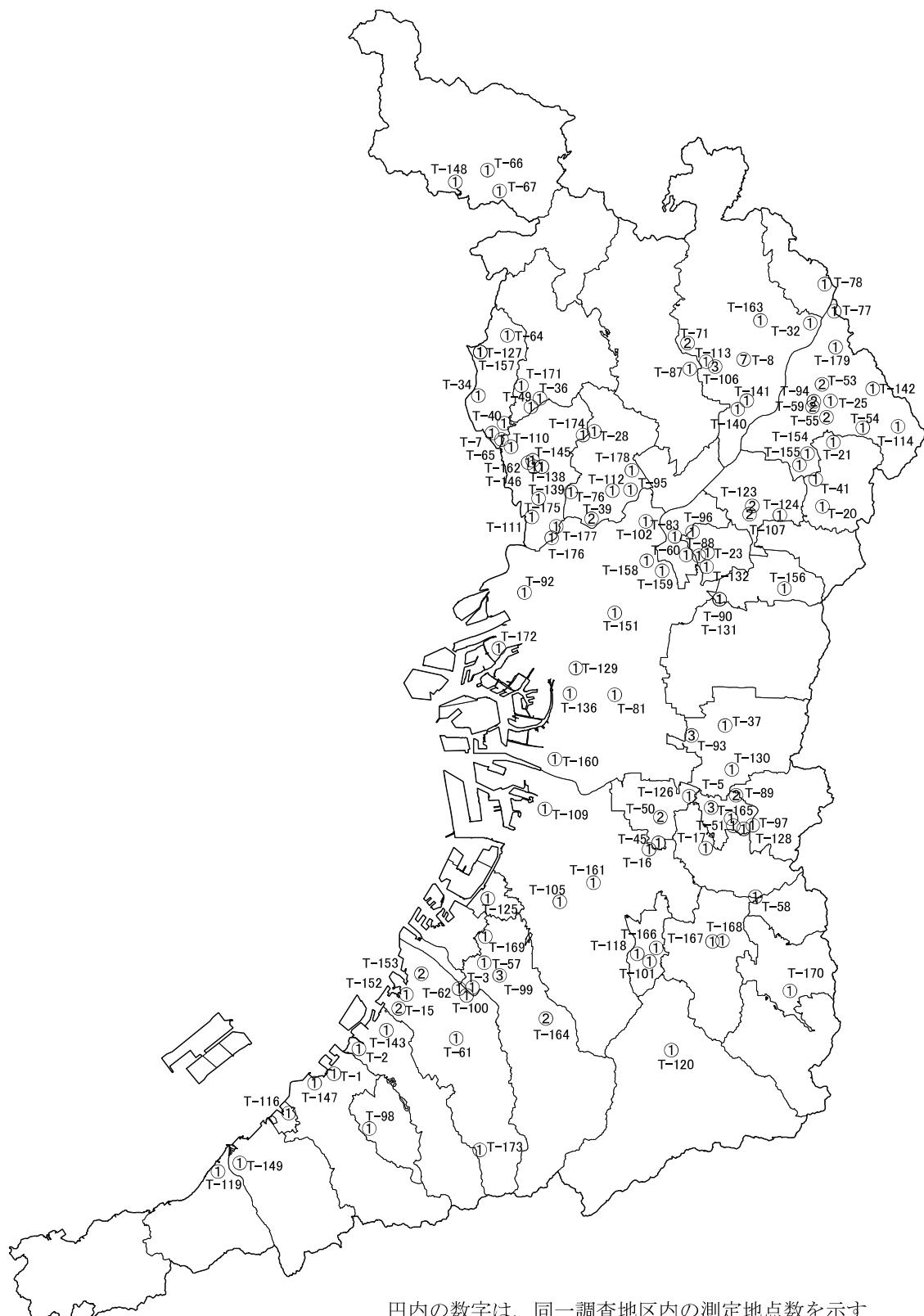


図 2-3 繼続監視調査測定地区図
(平成 22 年度)

別表2-1

測定地点数及び測定機関総括表

(平成22年度)

測定機関	測定地点数			合計	
	概況調査		継続監視調査		
	定点方式	ローリング方式			
大阪府	3	26	63	92	
国土交通省 近畿地方整備局	0	0	4	4	
大阪市	0	8	7	15	
堺市	0	7	4	11	
岸和田市	0	3	9	12	
豊中市	0	6	11	17	
吹田市	0	5	7	12	
高槻市	0	3	17	20	
枚方市	0	3	16	19	
茨木市	1	4	1	6	
八尾市	0	3	6	9	
寝屋川市	0	2	5	7	
東大阪市	0	6	0	6	
合計	4	76	150	230	

別表2-2 測定地点一覧表 (概況調査(定点方式))

図中地区番号	測定地点所在地	測定項目												平成22年実測		
		がくミ	全鉛	六価	砒素	総	アロキル	PCB	ジアゲン	塩素	四塩化	1,1-	1,2-	1,3-	1,4-	
I-2-1	茨木市 幸原	94	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨木市
I-2-2	富田林市 若松町西	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2
I-2-3	富田林市 若松町西	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2
I-2-4	富田林市 若松町西	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2

注

・図中地区番号は、図2-1を参照。

・地区番号F-1は欠番。

・○印の項目について測定を実施する。

・※印、アルキル水銀については、総水銀が検出された地点について測定を行なう。

・地区内番号の欄は、同一地区において複数の測定地点を有する場合の整理番号を表す。

・井戸の深度別では、浅(浅井戸)、深(深井戸)、不明を表す。
不压帶水層から採取する井戸を浅井戸、純正帶水層から採取する井戸を深井戸とする。
用途別の番号は、1(水道水源)、2(生活用水)、3(一般飲用)、4(工業用水)、5(その他)を表す。

別表2-3(1) 測定地点一覧表(概況調査(ローリング方式))

測定地点番号	所在地	測定項目												測定回数	測定機関
		全鉛	六価鉛	硫酸素	総水銀	Pb	四塩化	塩素	1,2-ジクロロエチレン	1,3-ジクロロエチレン	1,1,1,2-テトラブロモエチレン	1,1,1,2-テトラブロモエチル	1,2-ジクロロエチル		
1 岬町	多奈川谷川	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大坂府
2 阪南市	石田	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大坂府
3 田尻町	吉見	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大坂府
4 草佐野町	長滻	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大坂府
5 草佐野町	鶴原	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大坂府
6 熊取町	大字久保	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大坂府
7 貝塚市	加神	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大坂府
8 和泉市	尾井町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大坂府
9 和泉市	坪井町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大坂府
10 貝塚市	水間	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大坂府
11 高石市	綾園	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大坂府
12 忠岡町	新浜	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大坂府
13 富田林市	廿山	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大坂府
14 羽曳野市	庄瀬	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大坂府
15 河南町	中河原町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大坂府
16 柏原市	柏原町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大坂府
17 藤井寺市	西古室	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大坂府
18 大東市	御領	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大坂府
19 交野市	星田	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大坂府
20 門真市	下鶴町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大坂府
21 椎津町	三島	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大坂府
22 横津市	鳥飼本町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大坂府
23 島本町	東大寺	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大坂府
24 池田市	畠面	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大坂府
25 畠面町	箕面	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大坂府
26 能勢町	地黄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大坂府
27 大阪市	東成区深江北	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大坂市
28 大阪市	都島区中野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大坂市
29 大阪市	生野区巽南	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大坂市
30 大阪市	西区九条	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大坂市
31 大阪市	港区海岸通	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大坂市
32 大阪市	住之江区浜口東	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大坂市
33 大阪市	東淀川区豊里	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大坂市
34 大阪市	西淀川区堀川	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大坂市
35 堺市	堺区大浜町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	堺市
36 堺市	中区田園	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	堺市
37 堺市	東区大美野	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	堺市
38 堺市	西区浜寺新尾町西	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	堺市
39 堺市	南区牛藏	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	堺市
40 堺市	北区百舌鳥赤御町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	堺市
41 堺市	美原区貨船寺	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	堺市
42 堺和田市	門前町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	堺和田市
43 堺和田市	三ヶ山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	堺和田市
44 堺和田市	山西中町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	堺和田市
45 比中市	上新田	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	堺和田市
46 豊中市	豊池北町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	豊中市

別表2-3(2) 測定地点一覧表(概況調査(ローリング方式))

図中地 点番 号	測定地 点	所在地	項目												測定機 関回数			
			ガス ^a	全 鉛	六 亜 鉛	硫酸 素	総 水銀	水銀	PCB	四 塩 炭素	ヒ ニル エ チ ル	1,2- ブ チ ジ ン エ チ ル	1,1,1- トリ ブ チ ジ ン エ チ ル	1,3- ブ チ ジ ン エ チ ル	セレ ン 素	ホウ 素	亜 鉛 素	水銀社 会
47	豊中市	上野東 山町南	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1
48	豊中市	服部西町 庄内東町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1
49	豊中市	千里万博公園	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1
50	豊中市	山田東4丁目	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1
51	吹田市	原町4丁目	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1
52	吹田市	片山町3丁目	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1
53	吹田市	南吹田4丁目	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1
54	吹田市	東大牧	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1
55	高槻市	三島江	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1
56	高槻市	唐崎西	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1
57	高槻市	磯島元町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1
58	枚方市	招提大谷	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1
59	枚方市	尊延寺	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1
60	枚方市	波阪	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1
61	枚方市	茨木市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1
62	茨木市	南清水	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1
63	茨木市	豊原町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1
64	茨木市	高瀬町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1
65	茨木市	光町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1
66	八尾市	二俣	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1
67	八尾市	太子堂	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1
68	八尾市	池田2丁目	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1
69	寝屋川市	木屋元町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1
70	寝屋川市	森河内西2丁目	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1
71	東大阪市	涉川町2丁目	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1
72	東大阪市	西鴻池町4丁目	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1
73	東大阪市	松原南1丁目	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1
74	東大阪市	善根寺町2丁目	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1
75	東大阪市	密坊町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1
76	東大阪市	東大阪市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1

注
 *図中地点番号は、図2-2を参照。
 ○印の項目について測定を実施する。
 ※印は総水銀が検出された場合、当該地点のみ測定を実施する。

別表2-4(1) 測定地点一覧表（継続監視調査）

測定地点		測定期間		測定期間		測定期間		測定期間		測定期間		測定期間		測定期間	
図中地区 内 番号	所在地 番号	全 輪	六 輪	毗 鄰	總 輪	Pb 輪	四 輪	鐵 化 素	1,2- 塗 層	1,1- 塗 層	1,1,1- 塗 層	1,1,2- 塗 層	1,1,1,1- 塗 層	1,1,2- 塗 層	1,3- 塗 層
T-1	保佐野市 野出町	DA 377						鉄 素	○	○	○	○	○	○	○
T-2	日置市 波								○	○	○	○	○	○	○
T-3	岸和田市 阿大路町								○	○	○	○	○	○	○
T-5	1 薩摩川口市 小山 2 薩摩川口市 園								○	○	○	○	○	○	○
T-7	3 鎌掛寺市 豊島南								○	○	○	○	○	○	○
T-8	1 高橋市 柳園町 2 高橋市 柳園町 3 高橋市 下田部町 4 高橋市 西邊 5 高橋市 高橋町 10 高橋市 明田町 11 高橋市 大学町								○	○	○	○	○	○	○
T-15	1 岸和田市 岸城町 2 岸和田市 南町								○	○	○	○	○	○	○
T-16	3 跡市 美原区今井								○	○	○	○	○	○	○
T-17	4 跡市 羽根野町 はびきの								○	○	○	○	○	○	○
T-20	5 跡市 南星台*								○	○	○	○	○	○	○
T-21	6 泉野市 幾野 7 泉野市 柳田町								○	○	○	○	○	○	○
T-23	8 泉野市 出屋敷西町								○	○	○	○	○	○	○
T-25	9 放方市 津雲台								○	○	○	○	○	○	○
T-28	10 放方市 東上牧								○	○	○	○	○	○	○
T-32	11 高橋市 南星台*								○	○	○	○	○	○	○
T-34	12 泉野市 榮								○	○	○	○	○	○	○
T-36	13 箕面市 牧落*								○	○	○	○	○	○	○
T-37	14 小尾町 東本町								○	○	○	○	○	○	○
T-39	15 吹田市 楠吹田								○	○	○	○	○	○	○
T-40	16 吹田市 石齋								○	○	○	○	○	○	○
T-41	17 泉野市 居田北*								○	○	○	○	○	○	○
T-45	18 榛原町 丹情								○	○	○	○	○	○	○
T-49	19 箕面市 豊井*								○	○	○	○	○	○	○
T-50	20 放方市 上田								○	○	○	○	○	○	○
T-51	21 泉野市 上田								○	○	○	○	○	○	○
T-53	22 放方市 片鍾本町								○	○	○	○	○	○	○
T-54	23 放方市 上田元町								○	○	○	○	○	○	○
T-55	24 放方市 池之宮								○	○	○	○	○	○	○
T-57	25 和泉市 府中町								○	○	○	○	○	○	○
T-58	26 弥曳野市 通法寺*								○	○	○	○	○	○	○
T-59	27 放方市 中富山戸町								○	○	○	○	○	○	○
T-60	28 放方市 中富山戸町								○	○	○	○	○	○	○
T-61	29 放方市 大堂通*								○	○	○	○	○	○	○
T-62	30 放方市 尾生町								○	○	○	○	○	○	○
T-64	31 放方市 伏尾町								○	○	○	○	○	○	○
T-65	32 放方市 空港*								○	○	○	○	○	○	○
T-66	33 放方市 下田原								○	○	○	○	○	○	○
T-67	34 放方市 野間出野								○	○	○	○	○	○	○
T-71	35 高橋市 阿武野								○	○	○	○	○	○	○
T-72	36 高橋市 江坂町								○	○	○	○	○	○	○
T-73	37 放方市 佛原中芝								○	○	○	○	○	○	○
T-74	38 放方市 山崎								○	○	○	○	○	○	○
T-75	39 大阪市 阿倍野区天王寺町北								○	○	○	○	○	○	○
T-76	40 大阪市 阿武野								○	○	○	○	○	○	○
T-77	41 放方市 佛原中芝								○	○	○	○	○	○	○
T-78	42 放方市 山崎								○	○	○	○	○	○	○
T-81	43 大阪市 大坂筋								○	○	○	○	○	○	○

別表2-4(3) 測定地点一覧表（継続監視調査）

図中地区内番号	測定地点	所 在 地	全 鈴	全 鉛	六 鉻	砒素	総 銀	Pb	Pb化 素	四 鉻	塩素	水銀	水銀	測 定	測 定	測 定	測 定	測 定	測 定	
T-147	一 保佐野市 湿	保佐野市 湿	DA	ST																
T-148	二 能勢町 下田	能勢町 下田																		
T-149	二 大阪市 尾崎町	尾崎町																		
T-151	二 大阪市 鮎島区總島町	鮎島区總島町																		
T-152	一 岐和田市 並松町	岐和田市 並松町																		
T-153	1 岐和田市 春木宮川町	岐和田市 春木宮川町																		
T-154	2 岐和田市 斎作北町	岐和田市 斎作北町																		
T-155	一 岐和田市 東串甲元町	東串甲元町																		
T-156	二 大東市 等川	大東市 等川																		
T-157	一 大阪市 古江町	大阪市 古江町																		
T-158	一 大阪市 旭区大宮	旭区大宮																		
T-159	一 大阪市 旭区新森	旭区新森																		
T-160	一 大阪市 住之江区御厨町	住之江区御厨町																		
T-161	二 路町 中区土塔町	中区土塔町																		
T-162	一 豊中市 末広町	末広町																		
T-163	一 高槻市 成合商店町	成合商店町																		
T-164	1 和泉市 三林町	和泉市 三林町																		
T-165	2 和泉市 三林町 古家	和泉市 三林町 古家																		
T-166	一 大阪市 朱貴木	大阪市 朱貴木																		
T-167	二 富田林市 富田林町	富田林市 富田林町																		
T-168	一 富田林市 寿町	富田林市 寿町																		
T-169	二 和泉市 池上町	和泉市 池上町																		
T-170	一 諸原町 下河内	諸原町 下河内																		
T-171	二 箕面市 錦糸	箕面市 錦糸																		
T-172	一 大阪市 此花区鳥屋	此花区鳥屋																		
T-173	一 戸和田市 塔原町	戸和田市 塔原町																		
T-174	一 豊中市 上新田	豊中市 上新田																		
T-175	一 豊中市 服部西町	豊中市 服部西町																		
T-176	一 豊中市 豊前町南	豊前町南																		
T-177	一 豊中市 神州町	神州町																		
T-178	一 吹田市 岸畑中	岸畑中																		
T-179	一 吹田市 新橋本町	新橋本町																		

注

- ・図中地区番号は、図2-3を参照。
- ・地区番号T-4, T-6, T-9, T-14, T-18, T-24, T-27, T-29～T-31, T-33, T-35, T-38, T-42～T-44, T-46～T-48, T-52, T-56, T-61, T-63, T-68～T-70, T-72～T-75, T-79, T-80, T-82, T-84～T-86, T-91, T-103, T-108, T-115, T-117, T-121, T-122, T-123, T-133, T-135, T-144, T-150が審査用。
- ・○印の項目について測定を行った。
- ・※日、アルキル水銀については、総水銀が検出された地点について測定を行った。
- ・** T-20, T-26, T-41, T-49～3, T-58, T-65, T-86, T-90, T-97, T-99～1, T-107, T-108～1, T-128について、平成21年度に継続監視を終了する。
- ・地区内番号の欄は、同一地区における複数の測定地点を有する場合の整理番号を表示す。
- ・ただし、T-8-6～9、T-10-1～10-2、T-15-2、T-49-1、T-58-1、T-93-5、T-103-6、T-129-2は欠番。
- ・井戸の涌湯量は、湧（供井戸）、湧（飲料井戸）、不明を表す。
- ・不注帯水層から採取する井戸を深井戸、標準から採取する井戸を浅井戸、30mを超える井戸を深井戸とする。
- ・用達類の番号は、1（水道水源）、2（一般飲用）、3（生活用水）、4（工業用）, 5（その他）を表す。

別表 2-5

測定方法、環境基準値等一覧表

区分	測定項目	測 定 方 法	環境基準値 (mg/L)	報告下限値 (mg/L)
環境基準項目	カドミウム	JIS K 0102 55.1 備考1 " 55.2 " 55.3 " 55.4	溶媒抽出ICP原子吸光法 電気加熱原子吸光法 ICP発光分光分析法 ICP質量分析法	0.01 以下 0.001
	全シアン	JIS K 0102 38.1.2及び38.2 " 38.1.2及び38.3	ビリジン-ビラボン吸光光度法 4-ビリジンカルボン酸ビラボン吸光光度法	検出されないこと 0.1
	鉛	JIS K 0102 54.1 備考1 " 54.2 " 54.3 " 54.4	溶媒抽出ICP原子吸光法 電気加熱原子吸光法 ICP発光分光分析法 ICP質量分析法	0.01 以下 0.005
	六価クロム	JIS K 0102 65.2.1 " 65.2.3 " 65.2.4 " 65.2.5	ジフェニルカルボン酸吸光光度法 電気加熱原子吸光法 ICP発光分光分析法 ICP質量分析法	0.05 以下 0.02
	砒素	JIS K 0102 61.2 " 61.3 " 61.4	水素化物発生原子吸光法 水素化物発生ICP発光分光分析法 ICP質量分析法	0.01 以下 0.005
	総水銀	昭和46年12月28日付け環境庁告示第59号付表(以下「表付」)1	還元化水銀法	0.0005 以下 0.0005
	アルキル水銀	付表2	溶媒抽出ガスクロマトグラ法	検出されないこと 0.0005
	P C B	付表3	溶媒抽出ガスクロマトグラ法	検出されないこと 0.0005
	ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1 " 5.2 " 5.3.2	ハーフ・トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法 ヘッド・スペース-ガスクロマトグラフ質量分析法 ハーフ・トラップ-ガスクロマトグラフ法(FID)	0.02 以下 0.002
	四塩化炭素	JIS K 0125 5.1 " 5.2 " 5.3.1 " 5.4.1 " 5.5	ハーフ・トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法 ヘッド・スペース-ガスクロマトグラフ質量分析法 ハーフ・トラップ-ガスクロマトグラフ法(ECD) ヘッド・スペース-ガスクロマトグラフ法(ECD) 溶媒抽出ガスクロマトグラ法(ECD)	0.002 以下 0.0002
環境基準項目	塩化ビニルモノマー	平成9年3月13日付け環境庁告示第10号付表	ハーフ・トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法	0.002 以下 0.0002
	1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1 " 5.2 " 5.3.1 " 5.3.2	ハーフ・トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法 ヘッド・スペース-ガスクロマトグラフ質量分析法 ハーフ・トラップ-ガスクロマトグラフ法(FID)	0.004 以下 0.0004
	1,1-ジクロロエレン	JIS K 0125 5.1 " 5.2 " 5.3.2	ハーフ・トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法 ヘッド・スペース-ガスクロマトグラフ質量分析法 ハーフ・トラップ-ガスクロマトグラフ法(FID)	0.1 以下 0.002
	1,2-ジクロロエレン	(ジ体) 同 上 (トランジ体) JIS K 0125 5.1 " 5.2 " 5.3.1	同 上 ハーフ・トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法 ヘッド・スペース-ガスクロマトグラフ質量分析法 ハーフ・トラップ-ガスクロマトグラフ法(ECD)	0.04 以下 0.004
	1,1,1-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1 " 5.2 " 5.3.1 " 5.4.1 " 5.5	ハーフ・トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法 ヘッド・スペース-ガスクロマトグラフ質量分析法 ハーフ・トラップ-ガスクロマトグラフ法(ECD) ヘッド・スペース-ガスクロマトグラフ法(ECD) 溶媒抽出ガスクロマトグラ法(ECD)	1 以下 0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン	同 上	同 上	0.006 以下 0.0006
	トリクロロエレン	同 上	同 上	0.03 以下 0.002
	テトラクロロエレン	同 上	同 上	0.01 以下 0.0005
	1,3-ジクロロブタン	JIS K 0125 5.1 " 5.2 " 5.3.1	ハーフ・トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法 ヘッド・スペース-ガスクロマトグラフ質量分析法 ハーフ・トラップ-ガスクロマトグラフ法(ECD)	0.002 以下 0.0002
	チウラム	付表4	高速液体クロマトグラ法	0.006 以下 0.0006
環境基準項目	シマジン	付表5の第1 付表5の第2	溶媒抽出・固相抽出ガスクロマトグラフ質量分析法 溶媒抽出・固相抽出ガスクロマトグラフ法(FTD)(ECD)	0.003 以下 0.0003
	チオベンカルブ	同 上	同 上	0.02 以下 0.002
	ベンゼン	JIS K 0125 5.1 JIS K 0125 5.2 JIS K 0125 5.3.2	ハーフ・トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法 ヘッド・スペース-ガスクロマトグラフ質量分析法 ハーフ・トラップ-ガスクロマトグラフ法(FID)	0.01 以下 0.001
	セレン	JIS K 0102 67.2 JIS K 0102 67.3 JIS K 0102 67.4	水素化合物発生原子吸光法 水素化合物発生ICP発光分光分析法 ICP質量分析法	0.01 以下 0.002
	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	(別表1-3) 特殊項目欄 参照	(別表1-3) 特殊項目欄 参照	10 以下 0.08
	ふつ素	JIS K 0102 34.1 (JIS K 0102 34.1 c)(注 ⁽⁶⁾ 第三文を除く。)及び付表6	ラマン-アーバン共鳴吸光光度法 イオンクロマトグラ法	0.8 以下 0.08
	ほう素	JIS K 0102 47.1 JIS K 0102 47.3 JIS K 0102 47.4	メレブ-ル吸光光度法 ICP発光分光分析法 ICP質量分析法	1 以下 0.02
	1,4-ジオキサン	付表7	活性炭抽出ガスクロマトグラフ質量分析法	0.05 以下 0.005

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。また、アルキル水銀及びP C Bについては「検出されないこと」をもって基準値とされているので、同一測定地点における年間の全ての検体の測定値が不検出であることをもって基準達成と判断する。さらに、総水銀に係る評価方法は備考3とのおり。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 総水銀に係る基準値について年間平均値として達成、維持することとは、同一測定点における年間の総検体の測定値の中に「定量限界未満（以下「ND」という。）」が含まれていない場合には、総検体の測定値が全て0.0005mg/Lであることをいい、NDが含まれている場合には、測定値が0.0005mg/Lを超える検体数が総検体数の37%未満であることをいうものとする（昭和49年12月23日付け環水管第182号）。
- 4 有効数字を2桁とし、3桁目以下を切り捨てる。
- 5 報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。
- 6 硝酸性窒素と亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和を求めた後に、上記の4及び5の桁数処理を行う。
ただし、硝酸性窒素と亜硝酸性窒素の測定値の何れか一方が報告下限値未満の場合は、その報告下限値未満に代えて報告下限値の数値を測定値として扱う。（報告下限値(mg/L)：硝酸性窒素 0.04、亜硝酸性窒素 0.04）
- 7 1,2-ジクロロエレンの濃度は、規格5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和を求めた後に、上記の4及び5の桁数処理を行う。
ただし、シス体とトランス体の測定値の何れか一方が報告下限値未満の場合は、その報告下限値未満に代えて報告下限値の数値を測定値として扱う。（報告下限値(mg/L)：シス体 0.002、トランス体 0.002）
- 8 平均値の計算に当たっては、有効数字を2桁までとし、その以下の桁を四捨五入する。その場合、報告下限値の桁を下回る桁が残る場合は四捨五入して報告下限値の桁までとする。
- 9 報告下限値未満の数値については、報告下限値の数値として取扱い、平均値を計算する。



大阪府環境農林水産総合研究所 平成22年3月発行
〒537-0025 大阪市東成区中道1-3-62 / TEL 06(6972)5862